を「第三十七条第一項に規定する特定復興産業集積区域」に改め、「（福島復興再生特別措置法第七十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第七項中「第六十八条の四十六第五項」を「第六十八条の四十四第六項」に改める。

第二十六条の八第三項第一号中「の規定　同項」を「（同項の表の第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定　同条第一項」に、「同項に規定する特定機械装置等」を「同号の第五欄に掲げる減価償却資産」に改め、同条第八項中「第六十八条の四十六第五項」を「第六十八条の四十四第六項」に改める。

第二十六条の九第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第二十六条の十の見出し中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改め、同条中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に、「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に改める。

第二十七条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号の上欄中「第十八条第一項」を「第十八条の二第一項」に改め、同号の下欄のイ中「東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する特定被災区域（イにおいて「特定被災区域」という。）」を「東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域として政令で定める区域」に、「特定被災区域内」を「当該区域内」に改め、同条第八項中「当該減額した」を「その減額した」に改める。

第二十八条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第三項中「当該設けた」を「その設けた」に改める。

第二十九条中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「第六号」を「第七号」に改める。

第三十三条を削り、第三章中第三十二条を第三十三条とする。

第三十一条中「（第三十三条を除く。）」を削り、同条を第三十二条とする。

第三十条の二中「第二十二条の二」を「第二十三条」に、「及び次条から第三十三条まで」を「、次条及び第三十三条」に、「及び第三十一条から第三十三条まで」を「、第三十二条及び第三十三条」に、「第三十条の二」を「第三十一条」に改め、同条を第三十一条とする。

第三十八条の二第二項第一号ハ中「以下」を「（住宅取得等資金を充てて新築、取得又は増改築等（第五号から第七号までにおいて「新築等」という。）をした住宅用の家屋の床面積が政令で定める規模未満である場合には、千万円）以下」に改め、同項第五号中「新築、取得又は増改築等」を「新築等」に改め、同項第六号中「新築、取得又は増改築等（以下この号及び次号において「新築等」という。）」を「新築等」に、「同号」を「次号」に改める。

第三十八条の二の二中「（平成二十四年法律第二十五号）」を削り、「（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二の二第一項」を「第三十八条の二の三第一項」に改め、同条を第三十八条の二の三とし、第三十八条の二の次に次の一条を加える。

（農用地利用集積等促進計画に基づき農地等を貸し付けた場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例）

第三十八条の二の二　福島復興再生特別措置法第十七条の十九第一項の規定により福島県知事が同項の農用地利用集積等促進計画を定めている場合における租税特別措置法第七十条の四及び第七十条の六の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　租税特別措置法第七十条の四の規定の適用については、同条第八項中「農業経営基盤強化促進法第二十条に規定する農用地利用集積計画」とあるのは「福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の二十一に規定する農用地利用集積等促進計画」と、「同法第二十条に規定する農用地利用集積計画」とあるのは「同法第十七条の二十一に規定する農用地利用集積等促進計画」とする。

二　租税特別措置法第七十条の六の規定の適用については、同条第十項中「農業経営基盤強化促進法第二十条に規定する農用地利用集積計画」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の二十一に規定する農用地利用集積等促進計画」と、「同法第二十条に規定する農用地利用集積計画」とあるのは「同法第十七条の二十一に規定する農用地利用集積等促進計画」とする。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十九条第一項、第四十条第一項及び第四十条の二第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（農用地利用集積等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の特例）

第四十条の二の二　福島復興再生特別措置法第十七条の十九第一項の規定により福島県知事が同項の農用地利用集積等促進計画を定めている場合における租税特別措置法第七十七条の規定の適用については、同条中「農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号に規定する利用権設定等促進事業」とあるのは「福島復興再生特別措置法第七条第四項第一号に規定する農用地利用集積等促進事業（同号に規定する福島農林水産業振興施設の整備に係るものを除く。）」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同法第十七条の十八第一項」と、「当該利用権設定等促進事業」とあるのは「当該農用地利用集積等促進事業」と、「第十九条の規定による農用地利用集積計画」とあるのは「第十七条の二十の規定による農用地利用集積等促進計画」とする。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十条の三中「集団移転促進事業（」の下に「復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の」を加え、「第七十七条第一項」を「（以下この条において「旧特区法」という。）第七十七条第一項」に、「作成した東日本大震災復興特別区域法」を「作成した旧特区法」に、「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第四十条の四の見出し中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に改め、同条中「帰還環境整備推進法人」を「帰還・移住等環境整備推進法人」に、「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に改める。

第四十一条の見出し中「船舶又は航空機」を「漁船」に改め、同条第一項中「（第三項において「被災者等」という。）」を削り、「船舶」を「漁船」に、「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「船舶」を「漁船」に改め、同条第三項を削る。

第四十一条の三、第四十一条の四及び第四十三条を削る。

第四十三条の二第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条を第四十三条とする。

第四十七条、第四十九条第一項及び第五十条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第五十一条の見出し中「船舶又は航空機」を「漁船」に改め、同条第一項中「以下この条」を「次項」に、「船舶又は」を「漁船又は」に、「船舶に」を「漁船に」に、「船舶を」を「漁船を」に、「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十四条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第四号ロ中「同条第十一項」を「同条第十三項」に改める。